

# 新潟県立吉田高等学校同窓会会則

## 第1章 名称及び所在地

- 第1条 本会は新潟県立吉田高等学校同窓会と称する。  
第2条 本会は事務所を新潟県立吉田高等学校内に置く。

## 第2章 目的

- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、あわせて母校の発展に資することを目的とする。

## 第3章 会員

- 第4条 本会は会員を正会員と特別会員とする。
- 1.正会員は新潟県立吉田商業高等学校・新潟県立吉田高等学校卒業者、及び、かつて在籍し入会を希望して役員会の承認を得た者とする。
  - 2.特別会員は新潟県立吉田高等学校職員、及び新潟県立吉田商業高等学校旧職員、新潟県立吉田高等学校旧職員とする。

## 第4章 役員

- 第5条 本会は次の役員を置く。
- |        |    |       |     |        |       |
|--------|----|-------|-----|--------|-------|
| 1.会長   | 1名 | 2.副会長 | 3名  | 3.評議委員 | 各期若干名 |
| 3.会計監査 | 2名 | 5.顧問  | 若干名 | 6.幹事   | 若干名   |
- 第6条 役員を選出は次の通りとする。
- 1.会長、副会長、及び会計監査は役員会で選出し、総会の承認を得る。
  - 2.評議委員は各卒業年度会員が選出する。
  - 3.顧問は歴代会長、及び学校長を委嘱する。
  - 4.幹事は評議委員の互選によって選出されたもの、及び役員会の議決によって委嘱された学校職員とする。
- 第7条 顧問、及び学校職員による幹事を除く役員の任期は1ヶ年とする。但し、留任を妨げない。
- 第8条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1.会長は会務を総理し、役員会、及び総会を招集する。
  - 2.副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
  - 3.評議委員、及び顧問は必要に応じて会務に参加する。
  - 4.会計監査は会計の監査にあたる。
  - 5.幹事は会の常務を処理する。

## 第5章 機関

- 第9条 本会は次の機関を置く。
- 1.総会
  - 2.役員会
- 第10条 総会は本会の最高決議機関であって、会員、及び特別会員で構成し次の事項を審議する。
- 1.事業計画
  - 2.予算及び決算
  - 3.役員承認
  - 4.その他第3条の目的を達成するために必要な事項
- 第11条 総会は毎年1回開催する。但し会長又は役員会が必要と認めた時、及び会員の3分の1以上から要求があった時には臨時に開催しなければならない。
- 第12条 役員会は、会長、副会長、評議員、顧問、及び幹事で構成し、事業計画の立案、予算の編成、その他第3条の目的を達成するために必要な事項を審議する。
- 第13条 第10条役員会は、会長が必要と認めた時開催する。
- 第14条 総会、役員会での議決は出席者の過半数をもって決する。

## 第6章 会計

- 第15条 第14条本会に入会する時は、入会金を納めなければならない。
- 第16条 本会の所要経費は入会金、その他をあてる。
- 第17条 本会の会計は幹事が担当する。
- 第18条 本会の事業年度、及び会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

## 第7章 付則

- 第19条 会員が支部を結成した時には、その会則を添えて会長あて届出なければならない。
- 第20条 本会則を改めるには総会の議決を経なければならない。
- 第21条 本会則は、昭和58年6月25日から実施する。